

## 緑の募金の実施期間を定める件

（平成七年六月一日農林水産省告示第七百三十四号）

〔最終改正〕平成十六年十二月二十八日農林水産省告示第二二二七号

緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）第二条第二項の規定に基づき、緑の募金の実施期間を毎年一月十五日から五月三十一日まで及び九月一日から十月三十一日までと定めたので、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律施行規則（平成七年農林水産省令第三十四号）第一条の規定に基づき、告示する。